

令和4年度第2回〔第八期目第2回〕  
松島町入札監視委員会

令和5年1月24日（火）

午後1時30分～

（松島町役場大会議室）

令和4年度第2回〔第八期目第2回〕松島町入札監視委員会

---

出席委員（4名）

委員長 赤石 雅英

委員 武田 三弘 泉田 成美 熊谷 哲

---

欠席委員（1名）

委員 小川 真儀

---

説明のため出席した者

総務課 環境防災班

建設課 建設班

教育課 中央公民館

町民福祉課 福祉班

水道事業所 施設班

各課(所)長・各班長・各担当者

---

事務局職員出席者

副町長 熊谷 清一

財務課 課長 佐藤 進

財政班 班長 松村 武文

主幹 越野 博之

主査 齋藤 寛

---

委員会次第

令和5年1月24日（火曜日）午後1時30分開会

1 開会の挨拶

2 契約案件の審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

入札監視委員会委員長 赤石雅英

(2) 審議          工事請負契約 3 件          業務委託契約 3 件

【工事請負】

- 1) 環 4 工第 008 号 防災行政無線操作卓改修工事
- 2) 建 4 工第 013 号 品井沼地区道路整備工事
- 3) 公 4 工第 024 号 東部地域交流センター災害復旧工事

【業務委託】

- 4) 福 4 委第 158 号 ボランティア活動と松島町の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託
- 福 4 委第 160 号 ボランティア活動と松島町の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託
- 5) 下 4 委第 129 号 松島町公共下水道雨水路等清掃業務委託
- 6) 下 4 委第 132 号 松島町公共下水道初原準幹線実施設計業務委託

3 閉会の挨拶

---

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

- 事務局 それでは、契約案件の審議等に移ります。審議案件抽出理由の報告につきまして赤石委員長よりお願いいたします。
- 委員長 皆様、本年もよろしくお申し上げます。今日は非常に寒くて、ここは3階だからまだ底冷えが大したことないですけども、皆さんも本当に先ほどの副町長のお話じゃないですけども、お体、お風邪など召されぬように願います。

審議資料のほうに審議案件の抽出理由等ありますが、この説明をする前に、ちょっと皆様に提案と申しますか、ちょっとありまして、実は、私、こちらの松島町入札監視委員会、最初的时候から委員をさせていただいて、こちらは委員長が審議案件の抽出をされて、そして審議を進めてきたという、過去ずっとそういう経緯があります。私、実はほかにもいろいろ入札監視委員会に出席させていただいているんですが、抽出は持ち回りが結構多いんです。やはり1人に抽出を任せてしまうと、もしかすると、ちょっと偏ったといいますか、そういったピックアップもしかねないというようなことがあって、先ほど事務局のほうにこちらの規定はどうなっていますかねということでお話をしたら、皆様、規程集をですね。ページ数、下のところに156と。インデックスは松島町入札監視委員会運営規則。2列目のインデックスの一番下の青いやつのところで、155から156ページのところに運営の規則がありまして、155ページの第3条で審議案件の抽出は委員長があらかじめ指名した当番委員が抽出するというふうになっていて、156ページの第4条にいきますと、当番員は委員長を除く委員の五十音順の輪番制とし、委員長が指名する者とするというふうに実は規定上なっています。

だから、今さらながらなんですけれども、ちゃんと規定もそのようになっていたにもかかわらず、慣例的に委員長が審議案件をピックアップしていたということで、もう次回からはこちらにありますとおりの輪番制というふうにしたらどうかと。とすると、五十音順ということであると、まず泉田委員、そして小川委員、今度、熊谷委員、武田委員かな。ただ、一応任期2年なので、今日、我々の任期で2回目なんです。すると3回目、4回目、あとちょっとその後どうなるかというのはあるんですけども、通常こういったのは、新任委員、替わられたばかりだとちょっと難しいので、その場合にはというふうな感じで順繰り輪番制でやっていっ

たらどうかなというふうに思うんですけども、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

○委員 基本的に賛成です。

○委員長 よろしいですか。

○委員 そう書かれているので、そうすべきだと思います。

○委員長 では、ということで、事務局のほうも次回からは。ですから、取りあえずといいますか、泉田委員のほうに次回は抽出案件をお願いしたいということになりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員 はい、結構です。

○委員長 はい、分かりました。すみません。では、まずこちらの抽出方法を今後ちょっと変更していくということをご了解いただきましたので、お願いします。

では、審議案件の抽出理由の説明に参ります。今回、工事案件3件、それから業務委託3件です。抽出理由としましては、①から⑥までありますとおり、1者入札、高落札率、低落札率、それから積算価格の妥当性確認、契約内容を確認したい、変更契約の理由を確認したいということで、最初の防災行政無線操作卓改修工事は①②と⑤ということで、あと次の品井沼地区道路整備工事は①②と⑥、それから東部地域交流センター災害復旧工事は③④⑥ということでピックアップさせていただきました。

引き続き業務委託のほうも3件ですけども、これも抽出理由としては①から⑤で、1者随契、低落札、積算価格の内容確認、契約内容を確認、変更契約の理由を確認したいということで、最初の案件が、ボランティア活動と松島町の実施する救助との調整に関する事務等に関する委託というのは、形式的に2つ分かれているんですけども、これはまとめて審議したいというふうに思っています。1者随契となっているというね、これとあと契約内容と変更契約とありますので、その辺を確認させていただきたいと。2番目が下水道の雨水路等清掃業務と。これについては変更契約の理由確認と。それから、最後の下水道の初原準幹線実施計画業務、②③と、低落になっているということでピックアップいたしました。

以上が抽出案件の抽出理由でございます。

○事務局 ありがとうございます。

## (2) 審議

○事務局 それでは、続きまして個別審議に入りますが、前回同様、新型コロナウイルス感染防止対策ということで、審議時間が1時間を経過した場合については、休憩時間を入れさせてい

ただきまして換気させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それではよろしく申し上げます。

○総務課 総務課になります。よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしくお願ひいたします。一番最初の案件につきまして、抽出理由が1者入札となっていると、それから高落札率になっていると、それから契約内容を確認したいということを経由としてピックアップしましたので、その辺を中心にご説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○総務課 それでは、審議番号1番について説明いたします。今回の防災行政無線操作卓改修工事につきまして、初めに工事概要を説明させていただきまして、次に1者入札になった理由、続いて高落札の理由についての順に説明いたします。

まず初めに工事の概要についてですが、事業名は環4工第008号防災行政無線操作卓改修工事、事業箇所は、こちらの役場の住所になるんですけども、松島町高城字帰命院下一19-1、事業期間は令和4年5月25日から令和5年3月31日までです。業種は建設工事の電気通信となります。

次に、1者入札になった理由についてですが、今回の改修工事の入札参加条件は、宮城県内で電気通信の総合評点値が800点以上としました。宮城県内で電気通信工事を請け負える業者は78者登録がありましたが、今回の改修工事は、操作卓と呼ばれます放送機器の発信装置側のシステムが導入から15年以上経過し、耐用年数を超過したため、更新を行うものです。改修工事については、町内に38か所ある屋外の拡声子局と約600基ある戸別受信機をそのまま活用する部分的な工事であることから、子局や戸別受信機との通信が確実に送受信できるよう、仕様書において、改修整備される機器は防災行政無線の既設整備されているメーカーと同じであること、また型番指定を使っていたことにより、取扱いが可能な業者が絞られたものと思われます。

次に、高落札の理由についてですが、今回の改修工事の発注に当たっては、国土交通省の土木工事標準積算基準書や宮城県の公共建築工事共通費積算基準を反映して積算しておりまして、マニュアル等には記載していない機器及び機器を取り付ける労務費に関しては、事業者から参考見積りを頂戴しております。設計において、国、宮城県から公表されている積算基準書を活用したことにより、入札参加業者が積算した設計金額と予定価格が違っていたものと思われます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、各委員の皆様、何か質問等、

確認したいこととかございませんでしょうか。熊谷委員、どうぞ。

○委員 積算に当たって見積りを徴収したということなんですけれども、見積りを徴収したのは何者からで、どういう関係の業者さんから見積りを徴収されたんでしょうか。

○総務課 見積りを徴収した業者は3者から一応徴収しました。徴収した理由としましては、防災無線は特殊な機器でありますので、取扱いの実績があるのが大体10者ほどなんですけれども、その中から3者をお願いしまして、それを基に平均を取りまして参考価格とさせていただきます。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 要請されたのが3者で、頂いたのも3者ということですか。

○総務課 そうですね、はい。

○委員 見積りの徴収というのではどのようにやったんでしょう。

○総務課 参考見積り的な部分で徴収させていただき、本徴収といいますか正式な徴収じゃなくて、積算するに当たって参考とさせていただきたいということで3者から見積りであります。3者から取らなければいけないとか5者から取らなければいけないとかという基準とかというのは、参考見積りの段階ではちょっとないので。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 操作卓ということだと私の感覚だと、見積りを取らないともう積算ができないというのが感覚的なところで、そういうふうなのだと、その見積りを何者かから取って、それでその中で平均を取るのか安いところを抽出するとか、そういうふうなやり方をするんじゃないかなというふうに思ったわけですね。それが、参考見積り程度で、それを自分のところで積算してというふうな形だと、ちょっとなかなか難しいのかなというふうな感じだと思うんですけれども。その見積り徴収の業者さんの中には受注された業者さんも入っているんですか。

○総務課 実績がある業者さんをピックアップして。先ほども申し上げましたが、10者ほど全国であるんですけれども、そのうちの3者からうちのほうでやって参考とさせていただいた経緯です。10者全部から取ればもっと正確なものになっているかもしれませんが、3者に絞らせていただきました。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 今回はそうだったということなんですけれども、実際、本来であれば、特殊なこういうケースであれば、その設計に沿って見積りをしっかり取って、その中から積算を、安いほうから平均を取るとかというようなことでやるべきであって、ちゃんとしっかりと見積徴収委

員会もかけるべきだと思います、私は、この金額だったら。見積業者を3者決めたというふうなことですけれども、それなら誰が決めたかということ、その3者を誰が決めたかというのが明確になっていないというのはよろしくないというふうに思いますね。しっかりと指名委員会なりそういうふうな委員会の中で、見積り徴収というものをどういうところから取ったらいいかということをしっかり決めて、ちゃんと責任の所在をしっかりさせてやるべきだというふうに思いますね。

○委員長 はい、どうぞ。

○総務課 それで、今の話はちょっと理解はしたんですけれども、一応参考までに、こちらで積算する上で必要だったのが、操作卓の据付けとか、あとは操作卓の制御装置の据付けとか、あと操作卓の試験調整の部分で基準がなかったのが、参考で見積りを取ったということです。

あと、設計に反映させるための参考見積りを取る段階での今熊谷委員が言われたような仕組みというのは、町全体的なことにも多分関わると思いますので、契約総括担当ちょっと相談させていただきながら、今後どういうふうにしたらいいかというのは考えていきたいというふうに思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 やっぱり見積り徴収することになるとそちらに、県の場合だと、見積りを徴収するという場合は、入札できる人であればね、結構な数の人を抽出しないと、実際、談合というかそういうのにつながったり価格調整につながったりするので、ある程度の数の業者から見積りを取るのですね。それで、出さないところもあるんですけれどもね。そこは、そうやって設計価格を決めてというふうな形で透明性を持たせてやるというふうな形を取れますので、ここで指名業者をね、誰が決めたか分からないですけれども、そういったことの透明性がないと、後々何かあった場合に説明できないということになりかねないというふうに思いますので。

○委員長 あとほかの委員の方向何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○委員 簡単な変な質問なんですけれども。工事設計書の中の7ページのところに地図表示盤というのがあって、50インチ以上というふうな表現になっているんですが、実際これ設置されたのは何インチのものになっているんでしょうか。やっぱり50なんですか。

○総務課 はい、そうです。

○総務課 50インチのものです。

○委員 インチ以上というのがちょっと引っかかっています。もっと大きいのをつけてもらえばそっちのほうがいいよというようなニュアンスが入っている見積りなんですか。

○総務課 そうです。一応50インチ以上であればある程度地図が表示されるので、それが安くだろうという感じで。

○委員 ただ、大きくなればなるほどお金って高くなるじゃないですか。ですから、値段がでも20万円というふうになっているというところで。ただ、大きさは50インチ以上ねという表現の、何ていったらいいんでしょうね、矛盾といいますか。やっぱり必要なサイズはちゃんと明確にして、その金額をちゃんと明示したほうが、私は業者としては何かありがたいのかなと思います。何か少し表現が嫌らしいかなと、そういう意味でですね。

○総務課 今後、設計する際に気をつけます。

○委員 必要であれば70とか80とか書いていいと思うんですけども。

○委員長 あとございますか、ご意見。でしたら、ちょっと私のほうから。

条件つきとはいえ一般競争入札だったけれども、1者応札だったと。しかも1回で落としちゃっているということで、先ほどできるんじゃないかという業者は78者ほどあるというお話でしたけれども、入札に参加されなかった理由について何者かにヒアリングはされましたでしょうか。

○総務課 参加していない業者にヒアリングは行っていません。

○委員長 はい。

○総務課 今回取った業者が〇〇さんというところで、先ほどの説明で申し上げたとおり、メーカー指定の型番指定をさせてもらいまして発注したわけなんですけれども、〇〇さんは、〇〇さん、今回型番指定したのが〇〇さんのものなんですけれども、〇〇さんとはパートナー協定とかを締結している業者さんなので、やはりそこら辺が価格の面で有利とか、物、機器の入手しやすさとか、そういったものがやはり〇〇さんが有利になってしまったのかなというふうなところは。ほかのところも、〇〇から機器のほうは調達できると思うんですけども、やはり取扱いが、機器を購入しても据付けができないとか、そういった理由もほかの業者さんはあるのかなというのを感じています。

○委員長 ちょっと該当するかどうか。例えばエレベーターなんかは基本的にメーカーとその関連している会社が請けるというのが多くて、ちょっとそれは問題だということで、メンテナンスについては、どういうふうな、内容の開示というか、しているか分からないですけども、あらゆる整備メーカーが参入できるような、参入障壁をなくしているというお話も聞くんですけども、やはりこちらのケースであっても、もし最初のメーカーさんとのつながりを重視しなきゃいけないということであれば、一般競争入札には適さない。もっと別な、随契といいま

すかね、そういった形での入札方法ということも検討されたらいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課 今回、この防災行政無線については、やはり一度取ってしまうとその業者さんが強くなるということもあって、国としても、オープン仕様というか、そういったものを検討するというふうなことで今進んでいる状況もありますので、その辺もちょっと見据えながらそのような対応も検討していければなというふうには考えています。

○委員長 ありがとうございます。あと重ねて言うと、やはりこういった無線だとか、IT技術の進展でもう日進月歩の技術革新が進んでいるように思います。そうすると、当然防災無線ですから、一番は様々な災害下でも一番安定したアナウンスができる体制ですね。コストももちろんあるんだけど、それが最優先だから、そういった新しいもので、今までの既存の技術ではなく、そういったものというものは出てきているんでしょうか、最近。

○総務課 放送、無線、これはやはり特殊な部分ではありますけれども、全国的にはやはり、方式というんですかね、共通の方式を取って新しくこう、明確に聞こえるとか放送できるような形での仕様基準というものは今総務省のほうで出てきておまして、それに対応する業者さんとかも新たに次々次々出てきてはいるような状況ではあります。

ただ、そこに対してまだ市町村のほうは逆にスタミナがついていかないというか、やはり新しいものが出てくるとそれなりに、事業費というかですね、システムを入れるに対する事業費がかさんでくるので、その辺がなかなか追いつかないところかなというふうには考えております。

○委員長 ですから、こういったのもね、ほかの工事なんかでもあるんですけども、あるところが取っちゃうとそれがずっと長くいっちゃうと。そうすると、1円入札みたいなね、ハードはゼロ円でソフトがどうのこうのとか、それとつながっていきますので、やはりこういった技術革新を念頭に、というか、かなり期待できるというんでしょうかね、というものについては、ある一定のタイミングでほかの業者もこういったやり方あるよというようなので入札できるといいんですけども、当然国は、これも予算は国のほうから出ているんですか。

○総務課 これは起債のほうで見ている財源です。

○委員長 ということですね。じゃちょっとまだその辺がだから、国のほうでもちょっと考えているところだけでも、まだあれですかね。

○総務課 そうです。

○委員長 新しいものというようなどころまでは決まっていないという状況ということで、方向

性。

○総務課 そうですね。今、それを検討中のところではあると思いますが。その辺も情報としては収集させていただきながら、今後の導入の際には検討したいと思います。

○委員長 はい、分かりました。あと何かございますか。よろしいですか。じゃ結構でございます。どうもありがとうございました。

○建設課 建設課です。よろしく申し上げます。

○委員長 よろしく申し上げます。

2番目の工事、品井沼地区の道路整備工事で、1者入札となった要因、それから高落札率となった理由、内容、それから変更契約の理由ということを中心にお聞きしたいと思いますので、その観点からご説明お願いいたします。

○建設課 建設課です。よろしく申し上げます。それでは、審議番号2番について説明いたします。事業名は建4工第013号品井沼地区道路整備工事で、1者入札となった要因及び高落札となった要因及び変更契約の理由を確認したい案件となっております。続きまして、2ページをお開き願います。

事業概要につきましては、品井沼地区の既存道路において道路幅員が4メートルに満たないために住宅建築ができない道路を、住宅建築が可能な幅員、最低幅員4メートル以上に拡幅する事業として、施工延長54メートル、擁壁工、ブロック塀撤去・再設置、再設置となっておりますけれども、これは新設となりまして12メートル、排水工、側溝撤去・新設工15メートル、舗装工、車道舗装50平米、雑工としまして立木伐採、あと排水管敷設一式を施工するものであります。

入札参加条件としては、松島町に本店又は請負契約締結について本店から委任された支店若しくは営業所を有している者であること、土木一式工事の総合評点値が400点以上の者であることとし、条件付一般競争入札で発注したところ、1者の申込みがあり、入札を実施しております。

続きまして、1者入札となった要因について説明いたします。

入札参加条件は松島町内の土木一式工事400点以上で募集しましたが、町内土木一式工事登録業者数10者のうち、入札参加しなかった業者数者に確認したところ、既にほかの工事などに技術者を配置しており、技術者の配置が見込めなかったので入札に参加しなかったと聞いておりますので、そういった条件が重なった結果、入札に参加する業者が1者になったのではないかと考えられます。

続きまして、高落札となった要因について説明いたします。今回の工事は、工法及び材料とも特殊なものを使用しておらず、積算も標準的な歩掛を採用しており、受注者も、公共工事設計単価、人件費などですね、などの公表や積算ソフトの普及により、町の予定価格に対し近い金額が出てきたのではないかと思います。

続きまして、変更の理由について説明いたします。主な理由として2つありまして、1つ目は、令和4年7月豪雨災害の対応で町内の災害復旧工事を優先して実施せざるを得なくなった結果、工事着手に後れが生じたため、当初の予定は8月の盆明けの予定でしたが、これが9月の下旬に変更になりましたので、その関係で工期内完了が見込めなくなったことから、工期を20日程度延期することにしました。

2つ目に、地域住民から舗装の段差補修などの追加要望があり、舗装工を増工した結果、金額として当初請負金額に対し25万円ほどの増額変更となっております。

以上で審議番号2番について説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何か質問ございませんか。どうぞ。

○委員 工事が遅れた理由で復旧工事のほうをやられていたからということだと思いますが、これは松島町のほうから依頼した復旧工事ということなんですか。

○建設課 7月の豪雨の災害復旧に関しては、町で災害防止協議会という町内の業者でつくっている協議会がありまして、そちらのほうに災害復旧の工事を頼んでやっております。

○委員 ですから、町としてはそちらを優先しなければいけないというような状況が分かっていたのかなと、ただそれだけなんですけれども。

○建設課 そうですね。7月の豪雨災害だったので、まずそっちの災害復旧を優先してくれということこちらから指示をしてやっております。

○委員長 この業者さんがその災害復旧の工事をお願いして、そのために既にお願ひしてあった工事の着工なりが遅れるということでしょうか。何か変なこと聞いてますか、私。

○建設課 松島の一般土木の業者さん数者でつくっている、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、その災害防止協議会、災害防止協議会の中で振り分けるんですね、現場はこちらにということで。全社がみんな力を合わせてこの災害復旧をやりましょうという組織になりますので、その業者がその組織に入っていることは当然分かっておりましたが、こちらの入札、段取りつけていた6月1日ぐらいの委員会なんですけれども、災害前のルールにのっとって入札を組まれた、それでやったという結果が今回の結果になります。

○委員長 金額の変更はどのような理由で。

○建設課 段差補修ということで検討していましたが、すみません、図面を。皆さんのところに変更設計図面が行っていると思いますが、そちらの赤い印ですが、こちらのところ、ご自宅の脇、そして、当初、設計していたんですけども、外構ブロックという入り口付近の舗装ブロックの分で舗装すべきところ、2か所がなくなったので、そこの追加を舗装させていただいたとなります。

○委員長 これは7月の災害の部分は全然関係なし。

○建設課 はい、全く関係ありません。

○委員長 なし。

○建設課 はい。

○委員長 委員の皆さん、何かご質問ございませんか。

ではちょっと私のほうから。何か住民から要望が出されたから追加したというのも何だかなという。必要な工事であればやるんだろうし。その辺の必要性が当初は気づかなかったけれども、やはり町としてもこれは必ず必要だということで追加の工事をされたということでしょうか。

○建設課 はい、そうです。当初やはり計画して、あと当然、一応現場、確認をしながら設計は組んでいるんですけども、どうしてもやはり工事、どこの現場もそうなんですけれども、住民とかに例えばこのような、今回段差補修とかしてくれないかという要望が来たとき、必ずうちのほうで確認してそれは必ずやったほうがいいと、もう1回確認した結果やったほうがいいというやつは、このように変更、増額で一応見えていますけれども、その辺はちゃんと現場を確認しながらこういう変更、増額とかはしています。

○委員長 ありがとうございます。

あとは1者応札ということで、やはり1者応札になった場合に、1者応札を回避するといえますか、であればどうするかということ、緊急性が必要な工事は別ですけども、そうでなければ、時期をずらすとか、また工事者の参加資格を見直すとか。要は1者入札だと競争が阻害されているので、そのところはやはり複数者の入札があるのが適正な入札ですので、その辺のこと、いかがでしょうか、何か対応を検討されたかどうか、いかがでしょう。

○建設課 今回は公募で出したという形になりますけれども、条件としては松島町内で400点ということで、点数は最低の点数になっておりますし、地域も最低の、最低というか一番小さい工事になっております。これは通常のルールに従って発注させていただきましたけれども、1者しか来なかったという時点で、1者も来なければまた範囲を広げたり、点数ではもう最低

点数ですから下げることにはできないと思いますけれども、範囲を広げたりして対応というののできるのかなという形になりますけれども、1者しか来なかった場合というルールづけをしていなかったものですから、1者来ているのにもう1回公募しますということにはちょっと無理なのかなという考えで、今後その辺は、建設課だけでやるわけにはいきませんので、中で財務課が中心になりながら考えていかなければならないのかなということ、それは建設課だけの話ではないので、あらゆる調整を取っていきたいと思います。以上です。

○委員長 何かね、技術者不足というのはもう、それで言い訳しときゃもうそれでいいんだみたいな風潮がもう最近蔓延しているような気がしましてですね。だったら、適正な入札制度をやるためには、管理者の資格をちゃんと取れるような体制を、国はですけれどもね、これは松島町に言う話じゃないんですけれども、国がちゃんとそういったものを充足させるような施策を取らなきゃいけないだろうし、あるいは、場合によっては管理者の配置基準とかそういったものを見直すとか、適切な競争入札のためにはですね、何かそういった時期に来ているような気がするんですけれどもね。こうやっていけば完璧だというのはなかなか見つけにくい。ただ、あまりにも1つの方向に流れ過ぎていくと、それが最強の言い訳になってしまって、そうすると、何か不公正な取引が行われる俎上といいますか土壌になってしまわないかというのを私個人的にちょっと危惧するんですよね。やはり適正な競争入札の観点からは複数者の入札。1者であればじゃあ随契で、1者でやるんだったら随契で、町のほうでその業者を指名するんだという合理的な理由をつけてやるのが筋かなという気がしますのでね。

あと何かほかの委員の方。どうぞ。

○委員 ちなみに事業期間が、例えば令和4年6月22日から10月までというふうに決めた期間の理由って何かあるんですか。つまりその期間でやらなければいけない。変な話、例えばずらすことができたとか、もっと前にやるとか。

○建設課 町で工事を発注する場合なんですけれども、できるだけ早く工事を完成させたい、年度をずらさずこうつけたのはですね、完成させたいというのがありまして、あまり大きい工事じゃなかったものですから、5月に発注をかけたという形になりますけれども、ほかの工事量の見合いでもしかするともう少し遅らせたほうが、問合せだとか、皆さん望んでいたというのがあったのかもしれないので、その辺は今後、町の工事の発注状況を確認しながらとか発注計画を確認しながら、この辺工事が集中しない期間だなというのも確認して発注をかけていきたい。ただ、通常はなるべく住民の方に工事を早く終わらせて新しい道路とか側溝とかそういうのもので使っていただくという考えでの、制約がないものに関してはなるべく発注は考

えたいということで、今回5月に発注に至ったという形で考えております。

あとは、冬場の施工というのはできるだけ避けたいということで、道路工事でも土工事でもそこは避けたいので、冬前に終わるような形で発注したいということでは考えております。

○委員 逆に、この期間にやっってしまうなければいけないとかという理由が明確にあれば、私は1者でも仕方ないのかなという認識でいるもんですから、ですから何かそういった理由づけもあればそれでいいのかなと考えていました。

○委員長 私も武田委員と同じ意見で、入札1者でも施工をお願いするという場合にはそれなりの積極的な理由がないといけないんじゃないかと。ですからそういう意味では、期間もある程度余裕があるとすれば、予算の問題はまあちょっと置いておいてという、繰越しで使うだとかちょっとできるかどうか私も、すみません、分からないんですけども、それよりもやはり適正な競争入札を確保するんだという姿勢が重要かなというふうに思いますので、よろしく願いします。

あと何か委員の方ございますか。よろしいですか。では、結構です。どうもありがとうございました。

○中央公民館 よろしく願いします。

○委員長 よろしく願いします。

では、3番目の案件で東部地域交流センター災害復旧工事ということで、抽出の理由としては、低落札になっていますねと、なのでその内容を確認する、それから積算価格、どう積算したのかというのを妥当性を確認したいと、それから契約変更が行われているのでその理由を確認したい、この3つの点を中心にご説明をお願いいたします。

○中央公民館 では、私のほうから説明させていただきます。

事業名につきましては松島東部地域交流センター災害復旧工事ということで、旧第四小学校の跡地を利用した施設の3月の災害復旧ということで実施しております。起工の決裁日については令和4年7月8日と書いておりますが、こちらのほうですね、3月16日に発災の災害被害について、6月の議会で予算決めをして、その後の執行ということになっております。コロナウイルスやウクライナ情勢などの影響によりまして市場価格が高騰している状況の中での積算ということになっておりまして、こちらは、町内の業者さんのほうも災害復旧という観点でいろいろ努力していただいたということもありまして、設計額との差が生じてしまったと思われます。

変更契約の理由につきましては、実際に3月の地震から7月の工事発注までの間に、そのほ

かに、7月16日の豪雨も影響しましたので、その部分を加味しての設計というふうにはしていたものの、それ以上に新たに、見つからなかった部分の工事の改修部分が分かったということになりまして、その部分を新たに増工して実施した形になっております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何か質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 設計書のほうをちょっと見させていただくと、工事費がざっくり一式みたいな感じに入っているんですけども、これはどうなんですかね。100万円、10万円、5万円だったり40万円、30万円という感じで、ざっくりな感じがするんですけども。

○中央公民館 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、こちらベースになったのが、その時点で業者さんのほうから参考見積りを頂いております。その部分で実際の補正を取ってからの工期ということになると、その間に物価高騰とかいろんな部分での、何ていうんでしょうか、予算がショートしてしまうおそれがあったので、その部分はちょっと上のせさえていただいて、さらにそれを積み上げたという形にしてみました。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 実際この形の金額を向こうで支払うのでね、それ相応の修繕というか、それに対する落札、結局落札よりはちょっと低かったですけども、その金額でやってもらうことは私はいいと思うんですけども、それ以外の変更について、この変更の金額もざっくりの金額をただ足して、それで変更したということは問題あるんじゃないかなというふうに思います。詳細がないところでね、変更で、本当にどこがどういうふうに変更なったのかというのが分からないで、ただ3割増したから3割上乘せします。だから、どこをどういうふうに、これが適正かというふうに言われたらちょっと首をひねりたくなるような積算だなというふうに思うんですけどもね。

○委員長 いかがでしょう、何かそれに対して。

○中央公民館 増の部分に関しましては、実際に足場を組んで現場施工している中で新たに分かった部分の修繕をやるという部分がありましたので、その部分についてはおっしゃるとおりです。

○委員長 結果論からいいますと、16ページでしょうかね、入札、〇〇さん、税抜き108万円です。落とされていて、2番順位が120万円なんです。変更工事額が12万円なんです。とすると120万円だと。そうすると、どうなってんだというような。ある意味じゃあ、もう1回やり直したならば、じゃあもっともしかしたらば別な金額が出てきた可能性もあるということ

で、やはり変更契約を結ぶ際には入札のやり直しをしないことの合理的な理由が必要ではないかというふうに思うわけですが、その辺の合理的な理由はどのように判断されていますでしょうか。

○中央公民館 入札執行までの間に現場はこちらのほうで確認しておりましたので、その時点では変更につながるようなものは、その時点で把握はしておりませんでした。その後に発覚したということなので、金額の差の部分で穴埋めできたのではないかという形ではないと思っています。

○委員長 いやいやそういうことではなくて、変更後でもう1回やり直しをすれば別な金額が提示されるという、ほかの、はい。もしかすると変わらないかもしれないです。この2位の方がですね、ああそのぐらいの工事だったらうちは当初のやつでやっちゃうよという。たまたまですけれどもね、金額一致しているのたまたまなんですけれども、でも変更契約を組む場合には一旦、一旦といいますか、やり直しをしなくてもいいかという、いい積極的な理由が必要じゃないかなという。金額的に大したことないんだからいいんじゃないではなくてですね。確かに微々たる金額は、まあそこまでやる必要ない、コスパを求めてというところはありますけれどもね。ただ、金額自体がちょうど2番目の方と同じというね、となると、あら、何だかなという。その意味で、金額的には12万円という金額自体はあまり絶対額としては大きくないんだけれども、入札という制度から考えるとちょっと重要な金額だという感覚なんです。

どなたか何かご意見。

○委員 私もそのところがちょっと気になっていました。7月25日の立会いのときは、つまりが、塗装工をするところは3か所ということは3つの企業とも同じ認識でいたということかもしれません。それから実際工事に入ったら、ああ2か所増えちゃったということだと。じゃあほかの企業の2者の人は5か所で計算していたというわけでは絶対ないんだという説明で、そこが認識がずれていたらそれはちょっとひどいなと私は思います。

○委員長 確かに資材高はね、もうこれは致し方ない面があるので、だからその資材高があるとすれば、やはり業者さんのほうからかくかくしかじか、当初の見積りではこの部材はこの値段で入れる予定だったのが今もうそれでは入れられなく、幾らになりましたというような具体的なやはり資料提供をいただいて、変更契約を結ぶというのがあるべき姿かなというふうに思います。あとは何か。はい、どうぞ。

○委員 私も確認ですけれども、業者さんの現地説明会というのはやっているんですか。

○中央公民館 余裕を持ってやっています、実際に入札をした業者さんもそうなんですけれど

も、現場には来ていません。3月の地震のほかに町内で7月豪雨もありましたので。

○委員 そうですね。確かにそのあたり仕事がいっぱいだったという話で。

○中央公民館 そういったこともあって、最終的に資料で判断していいということで、現説にいらっしゃった業者さんはいなかった。

○委員 ああそうなんですか。

○教育課 設定は5者ですけれども。

○委員 現説には来なかった。

○中央公民館 はい、来ない。

○委員 業者さんで勝手に行くことはできないんでしょう。

○中央公民館 外から見る事ができるので、その辺はしてたようだけれども、実際にこちらが設定した日にちと合わなかったようで。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 聞き漏らしていたかもしれないんですけれども、設計金額的には条件付一般競争入札に該当すると思うんですが、指名競争入札にしたのは災害復旧工事だからということですか。

○中央公民館 今回町内全ての業者さん、登録されている業者さんを選んでいきます。

○委員 大体、条件付一般競争入札と指名競争入札だと契約手続として何日ぐらい差がある感じですか。

○中央公民館 その辺の入札は。

○教育課 1か月程度です。

○委員 1か月差がある。はい、分かりました。

これは、11月30日までに工事を終わらせるという、何かそういう理由ってあったんですか。

○中央公民館 冬期間に入らない手前でできるだけ終わらせたいという。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長 窓ガラスですから寒いですもんね。あと何かございますか。よろしいですか。では、結構です。ありがとうございます。

○事務局 1時間ちょっと経過するので、休憩に入らせていただいて。

○委員長 では、10分ぐらいですかね。

○事務局 スタートは2時40分ですよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

(休憩)

○委員長 では、後半、業務委託についてまた再開いたします。

業務委託について4-①と4-②、ボランティア活動と松島町の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託と、158号、160号、この2つを併せて一括してご説明していただきたいと。抽出案件理由にありますとおり、1者随契になっているのでその理由を確認したいということ、それから契約内容を確認したいと、それから変更されているので変更契約の理由を確認したいというこの3点について中心にご説明をお願いいたします。

○町民福祉課 まず、1者随契の理由です。

こちら、ボランティア活動と松島町の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託につきましては、令和3年8月12日に締結しました、松島町と〇〇で締結した災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定書に基づき、災害等有事の際、あった場合、ボランティアセンターに係る運営を町から〇〇に委託をお願いするというそういった協定に基づき、1者随契とさせていただきます。関係法令等は、地方自治法施行令や財務規則等に基づき1者随契の理由とさせてもらっています。

契約内容の確認でありますけれども、今回の委託内容につきましては、7月15・16日の大雨災害が宮城県の中では大崎市と松島町のみが災害救助法の適用となった自治体となりました。よりまして、災害救助法の国庫負担に基づく経費を委託内容としております。大きく3つあります。これは〇〇職員の時間外の手当がまず1点。2点目が、〇〇がボランティアセンターに要する、運営に係る臨時職員の賃金等、1点。もう1点が、松島町以外からの、〇〇以外からの他自治体の〇〇を派遣する職員の時間外、旅費等、それらを委託内容として今回契約の内容としております。これは全て災害救助の国庫負担の適用となるものとなっています。

最後に、変更契約の理由であります。

まず、2本契約したことにつきましては、災害が起きた7月15・16日明けの7月17日から8月8日を1本目としております。ここにつきましては、すぐにボランティアセンターを速やかに開かなくてはいけないということで8月8日まで契約したわけなんですけれども、これは町の予備費を使っております。なぜ8月8日までにしたかといいますと、8月9日に臨時議会が招集されることがその間決まりましたので、その後、臨時議会で補正予算を組み、8月9日から9月17日までの2本立てとしております。

なお、当初、どれくらいのニーズがあるか見込めなかったために、職員の時間外、臨時職員の賃金、そして他自治体〇〇の時間外、旅費等につきましても、全てその2か月間の最大値を見込んで委託契約させていただきましたので、精算によって減少ということで変更契約をした

ところですが、簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何か質問ございましたらよろしく申し上げます。はい、どうぞ。

○委員 今、説明していただいたので大分分かったんですけども、基本的にボランティアの人数とか時間とかというのは、何か災害規模があって、そういう規模に対して何人とかという、そういう何か目安みたいなものはあるんですか。

○町民福祉課 宮城県の〇〇がそういった判断をするようなんですけども、どれぐらい集まってくれるかというようなニーズが見込めなかったというところで、最初に来た問合せの肌感覚で何時から何時まで運営しようというふうに決めていったようでした。ちなみに、運営時間は9時から4時というふうになっております。

コロナ禍ということもあったので、従来は全国各地から募って来ていただくような状態だったんですけども、松島町は宮城県内に住んでいる方のみということでボランティアを受け付けたところです。ちなみに、大崎市は大崎市内の住民のみということでボランティアを募ったようでした。運営時間については以上です。

○委員長 あと何かありませんか。

○委員 4ページの業務委託内訳書で臨時的任用職員報酬が単価が835円になっているんですけども、このときは最低賃金が宮城県は853円なので、835円だと最低賃金より安いんですけども、これは単価のタイプミスということでしょうか、それとも、ボランティアだから最低賃金が適用されなくて、それより安い単価設定で見たということなんでしょうか。

○町民福祉課 すみません、これは正直に申しますとミスでして、実際に運用したときにはですね、少々お待ちください。単価を930円で実施させていただきまして、あとで精算をさせてもらっています。申し訳ございません。

○委員長 ちなみに、835円というのは何でこの金額が出たんでしょうかね。以前から……

○町民福祉課 すみません、そこはちょっと。

○委員長 以前何か同じようなあれがあって、同じフォーマットを使って計算するとこういうことが起きるんですよ。何年か前も同じようなことをやったぞとかってなるとですね。そういうことではない。

○町民福祉課 申し訳ありません。協定を結んだのが令和3年ということで、松島町としては初めて今回実施したので、単なるミスだったと思います。申し訳ありません。

○委員長 あと何かございませんか。

結局は、かなり予算を大きく取って500万円以上の減額だから一体何が起きたんだという感じでしたけれども、つまり、当初予算を組むときには最大限このぐらいの役務提供が必要かもしれないということで取っておいて、ところが実際にはそれほどボランティア活動が必要とされなかったので、減額変更をしたということですかね。

○町民福祉課 はい。

○委員長 ただ、契約を結んでこれだけ減らされると、請けるほうはどうするんだろうなというですね、それに見合った人員の配置とか、採用というのがあるのかどうか分かりませんが、そういったところで大きな問題は起きなかったんでしょうか、〇〇さんのほうで。

○町民福祉課 実際に処理する案件が少なかったということで、ボランティアも集まってこなければなかなかもう、運営も縮小しているということでしたので、費用には、こっちから払う対価には見合った額だったということでは認識しております。以上です。

○委員長 はい、分かりました。あと何かございますか。よろしいですか。じゃあ結構です。どうもありがとうございます。

では、5件目、松島町公共下水道雨水路等清掃業務委託について、抽出理由は⑤で変更契約となっているということについて中心に説明をお願いいたします。

○水道事業所 それでは、5番、事業名が下4委第129号松島町公共下水道雨水路等清掃業務委託になります。

業務委託の内容につきましては、資料の6ページをお開き願います。図面のほうがありまして、この図面に示す箇所、実線の雨水路が全部で6か所あります。あともう一つが丸に縦縞の3か所の雨水ポンプ場、この箇所について堆積した土砂を吸引し、清掃する業務であります。

今回の変更内容につきましては、履行期間が6月8日から11月30日になるわけなんですけれども、その間で7月15日から16日、松島町において浸水被害があった豪雨がありまして、それに伴いまして雨水路等に土砂が流入し、堆積した箇所が、増えた箇所、あと、もともと予定していた箇所についても、当初発注に当たって調査した量より増えたことから、今回、その分増分を変更増になる箇所と量を変更増した分になっております。

以上で説明を終わります。

○委員長 委員の皆さん、何かご質問ございませんか。

○委員 金額的には一般競争入札の額だと思うんですけども、指名競争入札にしたというのは災害復旧だからということですか。

○水道事業所 いや、これは、例年、うちの水道事業所のほうで維持管理上ということで毎年行

っているわけなんですけれども、こちら業務を行いますと、吸引した汚泥のほうの処分の関係上、廃掃法の関係で、産業廃棄物の収集運搬業の許可を持っている業者さんが請けることとなります、1つは。あともう一つは、量がそれなりにあるので、大型、10トンクラスの吸引車を持っていることということで選定させてもらってしまっていて、そうすると、今回その中で、宮城郡と塩竈市管内、あと仙台市ということで行くと10者程度しか業者さんがいないということでもう規模が分かっているので、一般競争ではなく指名競争のほうで入札を行っております。結果、10者選定して、それで10者が応札していただいたような形です。

○委員長 ですから、一般にしなくても十分競争性は確保できるという確信の下に指名で対応されたと。

○水道事業所 そうです。

○委員長 あとは緊急性ということもやはりね、災害に基づく、それを原因としているんでしょうから。

○水道事業所 災害というか維持管理上なので、水路、どうしても、流れはあるものの土砂の堆積があるので、今回最終的に増分というのは災害に関連してなんですけど、業務的には通常の維持管理の業務になります。

○委員長 ああそうでしたか。

○委員 毎年金額というのは同じなんですか、大体。

○水道事業所 その年によって箇所とか、前の年に予算に合わせて調査したときによって、若干ちょっと予算の規模は……

○委員 じゃあ、こちらから大体このぐらいの量ですよというようなことで入札すると思うんですけども。

○水道事業所 そうです。積算した金額で設計し、それで発注しているような形です。

○委員 この内訳書のほうでは、産業廃棄物処理費の汚泥ですね、220トンということで計算されていますよね。これ立米に直すと大体どのぐらいの換算になるんですか。……今のはすみません。こちらのほうでトンという表示でなっているんですけども。

○水道事業所 汚泥の処分がトンだったので、換算的に……

○委員 密度でいうと大体2. ……

○水道事業所 大体でいきますと、すみません、ちょっと計算させていただきます。

○委員 2. ちょっとだと思うんですけども。いえ、逆に変更理由書のほうで立米できているものですから。これ220立米に……

- 水道事業所 すみません、これは間違いです。理由書のほうが、発注はトンなのでそのままトンになりまして……
- 委員 トンなんですね。
- 水道事業所 そうなんです。単位体積で。
- 委員 これ立米じゃなくてトンだったんですね。
- 水道事業所 すみません。
- 委員 はい。トンと立米で何か変に使い分けているので。そういうことですか。
- 水道事業所 大体120立米ぐらいです。
- 委員 はい。じゃあ220トンよりも増えちゃったからということでの変更ということだったんですね。
- 水道事業所 はい。
- 委員 ちなみに、変な話ですけども、実際、見積り上220トンということでやって、今回オーバーしたので変更お願いしますということで来ているんですが、実際例えば200トンだった場合とかは別にお金は戻さないんですよ。
- 水道事業所 いや、一応それしかないというのであれば、それはそれで変更させてもらっています。
- 委員 そうなんですね。
- 水道事業所 はい。大体、調査した後に若干プラス、やっぱり堆積量が増えて、どちらかというとプラス方向になっていくんですけども、もしもそれが少なかったらやっぱり出来高としては不足になるので、それは減という形で、最終的にはその量だけではそこは。
- 委員 じゃ廃棄物の処理した重量とかはちゃんとこちらのほうでリサーチして、リサーチといますか、してこれだとじゃあ頼んだよりも実際減っているからということで、ちゃんと減額した形での釣合い取りでやっているということ。
- 水道事業所 そのような形には。
- 委員 納得いたしました。ありがとうございます。
- 委員長 はい、どうぞ。
- 委員 今回、〇〇さんが落札したわけですけども、これまでの実績としては、この会社が落札しているのでしょうか、それともいろんな会社が取っているのか。
- 水道事業所 今回の〇〇さんは久々だと思います。一応10者さん、大体同じような形になるんですけども、去年はまた別な業者さんになって、私も2年しか来ていないんですけども、

その間にはこの業者さんが、落札したときに挨拶でも久々に松島に入りましたという話だったので、何年かぶりだと思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 同じ変更理由書のところの15ページのところで、今回汚泥が増えたということでは理解したんですが、交通誘導警備員というのが逆に減らされているというのは何か理由が。

○水道事業所 警備員に関して、発注して、うちの監督員、町の担当監督員とあと代理人のほうで話をしまして、配置の計画を若干見直しまして、その分で減っているというのが現状になります。

○委員 じゃこれもこちらと打合せして、この人数でいけるよねということでやったということね。

○水道事業所 そうです。

○委員長 では、私もそのところで。5ページの〇〇さんの本工事費内訳書を見ると、誘導員が10人になっているんですよ。本当は22人、あるいは変更契約でも17人なのに。この辺は、要は内訳の問題だから関係ないよということなんではなかね、どうなんですかね。

○水道事業所 発注時の金抜きの設計書のほうでは、トン数というか人数とか日数というのは書いてありませんで、その中でどうしても町のほうの設計と業者のほうの見積りの人数とかが若干誤差が出てしまうような形になります。

○委員長 でも、要はだから適正配置という基準があるんでしょうから、それからすると。でも、見積りで10人と出しても、結局結果的には17人出さなきゃいけないということですよ、そこはね、変更後で。

○水道事業所 そうですね。

○委員長 そうですね。

○水道事業所 はい。

○委員長 あと何かございませんか。

○委員 今委員長がおっしゃったこととちょっと関連するんですけども、5ページの積算で、同じ廃棄物処理費が、〇〇さんが出しているのがトン当たり8,000円、だけど松島町で積算したのは6,500円。汚泥の処分というのは基本的に変わらないというふうなイメージですけども、それがどういうふうにして変わったのかちょっと。それと、清掃工、水替工を〇〇さんが5日間というふうに積算しているけれども、松島町では12日で積算した。そのところの違いというのは、形成された理由をお知らせいただけますか。結果的にね、金額として

は内数で入ったけれども、中身って全然違うでしょう。

○水道事業所 初めに廃棄物の処分に関しては、町のほうは、県のほうで示されている単価の中で、松島町から近く今回出る汚泥を処分できる会社という中から選定した価格を設計の中で示して、業者のほうに関しては、その会社のいろいろな取引の関係で……

○委員 同じ……、何だ、〇〇というところで処分することになっていますよね。

○水道事業所 この差に関しては多分、県のほうで調査している金額と、実際〇〇さんと〇〇のほうとの契約というか見積りで、見積合わせした金額の差なんだと思います。あくまでも調査したときはこの6,500円ということで、それでうちもその価格を信用、県がいろいろ調査しているということで信用があるものを基にして実際それを積算しているので、その差となっています。

○委員 その金額というのは何か冊子になったやつに書いてある金額。

○水道事業所 そうなります。毎年調査して宮城県が市町村のほうに示している。

○委員 そうすると、〇〇は高く見積もって書いてきた。

○水道事業所 そうです。あと日数に関しては、うちが、歩掛があってその見立てからするとこのくらいというふうな、12日と見ているんですけども、実際、〇〇さんのほうに関しては、実績として5日もあればできるんじゃないかということで設定して見積りしたような形になっております。

○委員 水替えとか清掃というのは、どのような考え方でそういうふうに積算したかというのを示さないと、大抵は分からないんですよ、実際はね。普通の交通誘導員とかだったら標準作業量とかというのはあるんですけども、この廃棄物処理というか清掃については標準作業量とかはあるんですか。

○水道事業所 1日当たりどのくらい吸えるかというのは持っている。それで、うちの位置図なり図面でこれだけの延長のものがあってというふうには示させてもらっているの。

○委員 そうすると、標準作業量とかそういうのは示している。

○水道事業所 はい。

○委員長 よろしいでしょうか。あと何か質問ございませんか。よろしいですか。では、結構です。どうもありがとうございます。

6番目について、松島町公共下水道初原準幹線実施設計業務委託ということで、抽出理由が低落札のため内容を確認したいと、それから積算価格の妥当性を確認したいということで、この2点を中心に説明お願いいたします。

○水道事業所 では、続きまして6番の、事業名が下4委第132号松島町公共下水道初原準幹線実施設計業務委託になります。

業務の内容につきましては、2ページにありますように下水道の管路の実施設計になりまして、工法別に、開削工が110メートル、小口径推進工が170メートル、測量が280メートルという業務になっております。

こちら、1つが低落札の理由ということで、入札時に内訳書を頂いておりまして、それが7ページ以降についております。こちらの内容と町の設計書の内容で確認しますと、業務が2種類になりまして、1つが、設計業務につきましては直接原価と言われる直接かかる経費の部分がうちの設計に対して80%、あと諸経費と言われる部分に関しては28.8%になっております。また、測量のほうの業務につきましては、直接測量と言われる、工事でいう直接工事費になりますが、これが70.9%、町の設計に対して。あと諸経費が20.8%ということで、合せて50.7%になったわけなんですけれども、一番は諸経費率を2割3割で見て入札したというのが今回の50.7%になった結果になります。

特に低落札の要因ということになるんですけれども、今回落札した業者につきましては本社が千葉にある会社で、町には新規参入した会社になっております。実績もということで考えて価格を低めで応札したのかなというふうな、そういうふうと考えております。

あと、積算価格の妥当性になります。

今回の積算につきましては、下水道につきましては〇〇のほうで下水道の設計の歩掛表をつくっております。あと、測量に関しては〇〇のほうで示しておりまして、これを基に積算していると。あと、単価につきましては同じく県のほうの労務・資材単価を使っておりますので、妥当性は十分確保されていると考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、何かご質問。どうぞ。

○委員 例えば業務委託料内訳書なんですけれども、路線測量なんかの測量の見積りなんですけど、多分いろいろと今やり方が変わってきておりまして、昔のように、何て言ったらいいんでしょうね、トランシットとかセオドライトを使って2人1組で求めるやり方から、今はトータルステーションなんかでノンプリズム型とかだと1人で測量ができたりとかして、人員が半分になるんですよね。1人でも測量ができたりとかですね。あるいはもっと進んでくるとGPSを使った測量も今だんだん入ってきていますので、場所によっては、物すごく昔つけた単価よりもかなり割安でやる企業が出てくるのかなというイメージがすごく強いんですよ。ただ、一

方で、そういう技術は全部が全部使えるわけじゃありませんし。ですから、単価的にはやっぱり私は、古いままでやりながらも、状況に合わせてはぎりぎりの安いところで請ける会社も出てくるのかなということ、極端化、二極化と言ったほうがいいんですかね、がだんだん出てくるのかなというところを考えると、結論から言うとやはり今の単価のままでいいのかなということ。

ただ、そういう意味ではこういう低入札になってしまいがちな状況も出てくるのかな。今回は新規参入ということで多分頑張ったというところもあるとは思いますが、そういうふうな理由もほかにもだんだん今後出てくると思うので、よりそこら辺は検討する必要があるのかなとはちょっと思っていますという、あくまでも意見です。

○委員長 ありがとうございます。

私のほうから。20ページの入札結果の中で拝見しますと、1位から5位までが700万円台以下なんですよね。だからもう、そういう意味じゃあ本当、これが実勢相場、700万円から800万円ぐらいが実勢相場なのかなという、この入札結果を見ると。ですから私もこれ、一応50はちょっと低入過ぎるんじゃないのという気はするんですけども、今言ったお話で、やっぱりケース・バイ・ケースで、どういった測量方法とかですか。あるいは、どうでしょうね、測量事務所によって、持っている設備だとかそういったものによってコストダウンが。設備費が恐らくかかっているだろうから、その償却費負担をどれだけチャージさせるかだと思えますけれども、これぐらいの差が出てくることもあるということなんじゃないかな。

ですから、旧来の方法じゃないとできない場合もあるから、昔ながらの積算方法を取りあえず前提にしてということですね。そうしないと、札が高いものでしか入らないという。逆に、こういった安い金額でこれができるんじゃないのと思っても、なかなかできないということもあるんじゃないかな。

でも逆に言うと、そうすると、低入で切り捨てる条件というんですか、そののところも難しくなってくるよね。

○委員 そうですね。これはすごい大変だと思います。

○委員長 ねえ。

○水道事業所 そうですね。

○委員長 こちらは町だから50%で請けているけれども、普通どうでしょうね、何%ぐらいの低入という。70ぐらいじゃないですか。それ以下だともう低入で切っちゃうという。資格なしとか、なっちゃうんじゃないのかな。こちらは、今、町の規則としては業務委託だと何

%という。

○水道事業所 50%。

○委員長 50%ですかね、50%ね。

○委員 最近、土量とかも計算するのにドローンを使って3次元でもうさっとできちゃいますから、あれ使おうと、いやあもう一瞬で終わっちゃうねという、本当に。

○委員長 どうなんでしょうね。医療の世界でもCTなんかです、要はシミュレーションで画像に表示しちゃうんですよ。ところが、それでもって最終判断は下せないという、実際には胃カメラだとかそういったものでちゃんと現物を確認してから最終判断を下すと。そういう非常に高度な3次元CTなんかもできていると。

どうなんでしょうね。測量の世界ではドローンなんかで、要はGPSですよ、やっぱりね。

GPS機能でもって、今もう日本の国土地理院なんかも、ほぼ全部GPSでもって標高とか全部ですね。見ると、こうやってマウスをだーっとやると即座に標高のところなんかが出てきたりとか、あれはGPSの情報で恐らく持っているんだと思うんですけどもね。もうそのあたりの精緻さというのは保証されているんでしょうかね。

○委員 そうですね。センチ単位までは、誤差がですね、たしかセンチぐらいだったと思うので。GNSS測量とかというんですね。

○委員長 となると、やはりそういうテクニカルなノウハウなりハードを持っているところはあがる程度安くできてという結論になるのかもしれないね。

○委員 今回低入ぎりぎりだったので、何とか1位の人が取れましたけれども、今後、もしかしたら技術力があり過ぎるともって超えてくる可能性はという。

○委員 今、結局測量は、最低制限価格とか失格判断基準とかというのを予想して、そのぎりぎりに入れてきているので。

○委員長 そうですよ。

○委員 そういう感じですね、ほかの自治体とかを見て。最低制限価格50%って公表しているんですよ。

○水道事業所 はい。

○委員 どこも公表していますから、それに合わせて入れてきているんじゃないでしょうかね。

○委員長 ですかね。ですから、この辺も要は相場の金額がやはりいろいろ変化してくるでしょうから、今後。そういった技術が多くの人が進展することになれば、それを標準の価格というふうに、設計価格にね、持ってくるようになるんでしょうからね。

あと何かございますか。よろしいですか。では、結構でございます。どうもありがとうございます。

あまりにも低過ぎるので、一体何が起きたんだという感じでピックアップしてみたけれども。

○委員 これが相場なのかもしれないですね。

○委員長 ねえ、そうです。

○委員 今ね、技術革新が進んで。

○委員長 そうそうそう。だから何か、700万円とかそのぐらいがもう設計事務所としては相場なんじゃないかなという気がします。

○事務局 それでは、個別審議のほうは全て終了いたしました。

最後に、全体を通しまして各委員の皆様から何かご意見ございましたらお願いします。

○委員長 ご意見のほうを。ではどうぞ。

○委員 今日は大変スムーズに審議が進みまして、松島町の担当の皆さんからの説明が大変すばらしかったというふうに思います。大変ツボを押さえた分かりやすい説明をしていただいたというふうに思います。

あともう一つ、入札監視委員会、熊谷委員に加わっていただいて、新たな視点が加わったのが大変よかったというふうに思います。同じメンバーでずっとやっていると審議内容もマンネリになりがちなんですけれども、新しい人が加わることによって新しい視点が加わって、今日は非常によかったなというふうに思います。

個人的に思ったこととして、1番目の案件ですね。競争業者が実質的にどれぐらいいるんだろうというのが個人的には疑問を覚えました。今、全国的には、ベンダーロックインといって、システムを入れたときに、その改修というのが結局1者しかできないということでロックインされてしまうというのが問題になっているんですけども、1件目はもしかしたらベンダーロックインで、もしかしたら、七十何者いるといいながら、実質的な競争者はいない案件かもしれないというそんな気がしたので、こういうシステムの改修とかを含めた工事案件がある場合、実質的な競争企業が何者いるのかというのを考慮したほうがいいんじゃないかという、そういう感想を持ちました。

業務委託の入札の一覧表を拝見すると、最近、〇〇は割引をしているというか、落札率が下がってきているんですね。70%台、80%台になっているんですね。これ、国がベンダーロックインの問題というのを取り上げて、ベンダーが閉じ込めをしてロックインをして高値で、何ていうか、値付けをしているという、何かそういうのに対する批判が高まってきているとい

うのを回避する行動なんじゃないかというふうに思っているんですね。小さな自治体単位ではどうにもならないことなんですけれども、でも、総務省とか公正取引委員会というのが今問題として取り上げ始めていますので、そういう問題が発生したら公正取引委員会等に相談するというのも一つの方法なのかなというふうに思います。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。では次どうぞ。

○委員 特に工事関係なんですけれども、積算に当たって町の職員さんだけではなかなか積算できないというところもあって、見積り徴収とかそういうふうなことで設計金額を決めているというところがあるのかというふうに思います。ただ、その設計金額を決めるに当たって、やっぱり見積りを徴収するに当たっての透明性というものを確保しなければならないというふうに思いますので、職制があるのかどうか分からないんですけれども、見積り徴収の段階からしっかりと、指名する業者、そういったものについては、個人で決めるんじゃなくてみんなで決めていただいて、それで透明性を確保するというふうなことが必要なのではないかなというふうに感じました。特に3番目の東部地域交流センターの災害復旧工事ですけれども、こちらについては、まだ積算という形を取られていないというふうなところが見受けられましたので、担当の知識がない方はちょっと難しいので、建設課さんなりそういった方がフォローをしていただいて、しっかりとした積算で公共工事の発注をしていただければなというふうに思いました。以上です。

○委員長 おっしゃるとおりだと思います。やはり得手不得手が必ずありますから、やっぱりね、学校の先生方といったらあれですけれども、そういったところの担当の人はなかなか難しいかと思います。ありがとうございます。では、次どうぞ。

○委員 私は今日は委託のほうに特に気になっていたんですけれども、ボランティアの件の話とか、あと雨水の清掃関係の委託なんかは、無駄なお金を使わずに、ちゃんと人数が減った分だけお金を変更したりとか、あるいは、土砂のほうもですか、ちゃんと量を確認して、その分ちゃんと減らすような対応も取られているということが確認できたことがよかったかなと思っております。あと、一番最後の委託、測量関係は、やはり今後の課題といいますか、悩ましいところがいろいろ出てくるのかな。ただ、一方で、常に最新技術でできるところではないというところとか、あとは古い技術もやはり継続しておかないと、いざというときになかなか、何でしょうね、使う機会が出てくる場合もありますので、全てが全てそういう、例えばドローンだけでもうやってしまうとかという方法ではなくてできるような、そういった方法を生かすためにも、ある程度そういった方を守るような積算といいますか、は継続していく必要があるの

かな。ただ、一方で、そういう技術を持った方が入ってきたときはかなり大打撃をほかのところが受けるのかなというところで、ちょっと難しいやり取りが続くのかなというふうになんかちょっと感じたというのが正直なところではあります。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今日私も、設計に関するそういった、測量とかそういったものに対する今現在の状況、ベンダーロックインと。私のほうからは、〇〇がですね、あれ、安くなっているというね、本当に。でも、何回もやっているからまあと思ったんですけども、そういう事情があったわけですね。ですからやはり、先ほどもそうですけれども、様々な技術が日進月歩をしているので、やはり旧態依然の設計価格の算定ではちょっと、もしかすると、何ていうんでしょうかね、既得権の何か維持したいなところにつながりかねないので、やはり次々と新しい技術の参入を促進するようなそういう積算というんでしょうか、それも僕は必要だなというふうには思います。ですから、それでもって既存の業者が淘汰されていくのは、経済社会の考え方からすれば必然だろうというふうには思いますね。

そういう意味で、こういった入札の監視委員会なり入札をする町にとっても、今までこうやっていたんだからこれでいいんじゃないのではなくて、キーワードは適切な競争がちゃんと確保されているかという、抽象的ですけどもね、それが一番大事。一番安いところで落とすということではなく、やはり適切な競争がされているということを持続するのが一番大事だということ念頭に置いて、様々なまさに改定とか変更もどんどん行って行って、新しい世の中とか業者さんとの関係を築いていっていただければなというふうには思います。

最近、要は平成になってから、日本も高度経済成長で……低成長なんですけれども、何かこう閉塞感が漂っていて、最近イーロン・マスクさんなんかいろいろ脚光を浴びているというのは、ある人によるとあれは昔の日本の中小企業の親父だと。無駄なものは一切金なんか使う必要ねえと。SDGsがどうのこうのというところちょっと言い過ぎかもしれませんが、あまりね、そういったええカッコしいではなくて、一番大事なところは何かというのを大事にしていくというような流れがちょっとこう、世の中がですね、来ているのかなという気がいたします。そういった流れもありますので、町のほうも、常に同じじゃなくて、新しい時代に即した入札方法とかそういったものを考えていっていただければというふうには思います。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、今回の私の感想でございます。以上です。